

告 示

埼玉県告示第百八十九号

県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）の工事を令和七年四月二十五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕